

事務所通信

Progress ~ 進歩 ~ 一期一会

25年4月号 (広告)
2013年4月1日発行
三宅孝治 (中国税理士会 倉敷支部会員)
三宅孝治税理士事務所
(有)シーエムエス
倉敷市中島2370番地14
TEL 086-466-1255
FAX 086-466-1288
第71号
発行担当者: 山崎 亜紀

寒かった日々も過ぎ去り、あっという間に暖かくなり草花の芽吹きを感じる毎日ですね。今年桜の開花も例年より早く、花見に出掛けられる方も多いのではないのでしょうか。花粉症で悩まされる方も多いと思いますが、4月は新しい出会いがたくさんある季節。何だか心が軽やかになり、新しい事にも挑戦したくなりますよね。



固定資産税・都市計画税・償却資産税

固定資産税・都市計画税・償却資産税の25年度第1期の納期限が4月30日になります。そこで、今回は固定資産税・都市計画税・償却資産税についてお伝えしていきます。

固定資産税は、土地・家屋・償却資産の所有者が、市町村の評価方法により計算された固定資産の課税標準額をもとに算定された税額を、固定資産の所在する市町村に納める地方税です。
(*今号は、岡山市・倉敷市の場合を中心に掲載しております。)

納税義務者

賦課期日である毎年1月1日現在で、市町村内に固定資産を所有している法人又は個人

納期限

固定資産税・都市計画税は、通常毎年4月に納税通知書によって、市から納税義務者に対し税額が通知されます。第1期から第4期までの年4回に分けて納めるか、第1期納期限までに1年分を全て納めることとなります。(窓口で納付する場合は、残りの納期の税額をまとめて納付することもできます。)

固定資産税・都市計画税

税額計算

市町村が固定資産を評価*し、課税標準額を算定し、税額を計算します。

課税標準額 (1,000円未満切捨) × 税率 = 税額 (100円未満切捨)
税率 固定資産税 **1.4%**
都市計画税 **0.3%** (都市計画法による都市計画区域のうち、市街化区域内に所在する土地・家屋に対してのみ課税されます。)

*・・・評価方法については、評価員が総務大臣の定める固定資産評価基準に基づいて評価し、市町村長がその価格を適正な時価として決定します。また、土地・家屋・償却資産でそれぞれ課税の仕組みが異なりますので、詳しくは市町村のHP等をご覧ください。

免税点

市内に同一の者が所有する土地・家屋それぞれの固定資産課税標準額の合計額が、次の金額に満たない場合には、固定資産税・都市計画税は課税されません。
土地: **30万円** 家屋: **20万円**

償却資産税

概要

償却資産とは、個人や法人で工場や商店などを経営している人が、その事業のために用いることができる土地・家屋以外の資産で、その減価償却額又は減価償却費が、法人税法上又は所得税法上の規定による所得の計算上損金または必要経費に算入されるものをいいます。いわゆる事業用の**構築物・機械・器具・備品**などが該当します。

申告制度

償却資産の所有者は、償却資産の状況を1月31日までに申告する必要がある、この申告に基づき納税額が決定します。

免税点

償却資産の課税標準額(全資産の合計額)が、150万円未満の場合は課税されません。

確定申告をされる方は、固定資産税・都市計画税の納税通知書と併に「**課税明細書**」も送られてきます。確定申告に必要なになりますので、大切に**保存**をお願い致します。



< VISION >

毎月開催中の**経営計画書作成セミナー**：「Vision」
今月の開催日は**4月11日(木)**です。不透明な経済情勢が続いておりますが、このような状況にこそ経営計画が求められております。参加された経営者の方々から多くのお喜びの声をいただいております。まだ参加されたことのない方、経営計画をつくってみませんか。

開催日	対象者	申込期限
4月11日(木)	2・3・4・5月決算法人様	4月5日(金)
5月16日(木)	3・4・5・6月決算法人様	5月10日(金)
6月13日(木)	4・5・6・7月決算法人様	6月7日(金)

個人住民税

個人住民税(市町村県民税)は前年の1月~12月までの所得に対し、1月1日にお住まいの市町村に納付します。毎年1月1日に住んでいる市町村に、前年中の収入等を市町村に申告しなければなりません。申告期限は、毎年3月15日です。

申告方法

- ・所得税の確定申告をされる方・・・所得税の確定申告を行うと市町村にデータが送信される為、改めての申告は不要です。
- ・所得税の確定申告の必要がない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。
- ・前年中の所得が給与のみの方・・・給与支払者が給与支払報告書を1月31日までに市町村へ提出します。



納税方法

普通徴収
市町村より送付される納付書で年4回(6月・8月・10月・翌年1月)に分けて納める。
(*納付時期については異なる場合がありますので、お住まいの市町村にて確認をお願いします)
特別徴収
勤務している会社が、市町村からの通知により6月から翌年5月までの間に給料により徴収し、納める。

税額の計算方法

個人住民税には所得に応じて負担する「所得割」と一律に負担する「均等割」があります。
所得割 (所得金額 - 所得控除額) × 税率(市民税6% + 県民税4%) - 税額控除額
均等割 4,500円(岡山県の場合: 市民税3,000円 県民税1,000円 おかやま森づくり県民税500円)

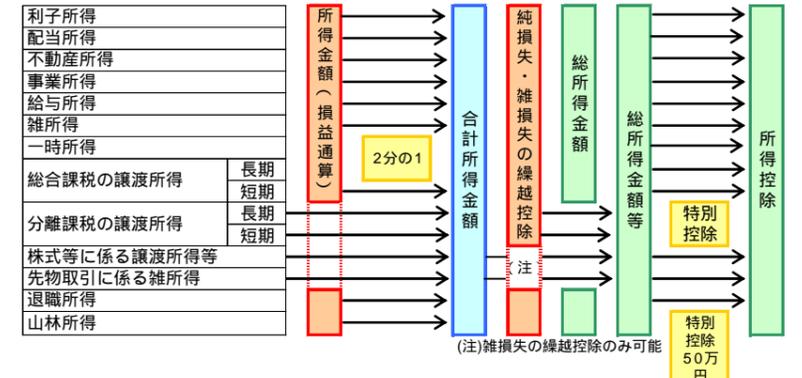
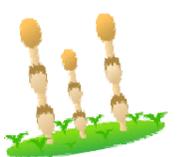
非課税の範囲

(例: 倉敷市)

扶養人数(*)	所得割		均等割	
	合計所得金額(*)	【参考】 給与収入のみを有する場合に 非課税となる限度の収入金額	合計所得金額	【参考】 給与収入のみを有する場合に 非課税となる限度の収入金額
0人	350,000円	1,000,000円	350,000円	1,000,000円
1人	1,020,000円	1,703,999円	910,000円	1,560,000円
2人	1,370,000円	2,215,999円	1,260,000円	2,059,999円
3人	1,720,000円	2,715,999円	1,610,000円	2,559,999円
4人	2,070,000円	3,215,999円	1,960,000円	3,059,999円
5人以上	1人増すごとに 350,000円加算	扶養人数により異なる	1人増すごとに 350,000円加算	扶養人数により異なる

*扶養人数とは、控除対象配偶者と扶養親族数の合計数です。

*合計所得金額とは、右記の図を参考にして下さい。



所得割・均等割ともに非課税

- ・生活保護法の規外による生活扶助を受けている方
- ・障害者・未成年者・寡婦又は寡夫で、前年中の合計所得金額(*)が125万円以下の方

< 65歳以上の方の介護保険料について >
40歳になると介護保険料の納付が始まります。通常、給料からの天引きとなり給与支払者が納付を行います。65歳以上になると受け取る年金より介護保険料が天引きされるか、現金納付となりますので、給料からの天引きが不要になります。65歳以上の給与支払がある場合に、ご確認をお願い致します。

< オススメの一冊 >

「人生がときめく片づけの魔法」
著者：近藤麻理恵

一昨年の年末から話題になっている片づけ本ですので、ご存知の方も多いと思います。現在は第2弾も発売されています。

片づけコンサルタントの著者が今までの常識を覆す片づけ方法を指南されています。

< 4月スケジュール >

10	水	*3月分源泉所得税・住民税特別徴収額の納付期限
11	木	*経営計画書作成セミナー：Vision
22	月	*個人所得税 振替納税日
24	水	*個人消費税 振替納税日
30	火	*2月決算法人の確定申告・納付期限
		*8月決算法人の中間申告・納付期限
		*消費税(4期)の納付期限(年税額400万円超の5・8・11月決算法人)
		*3月分の社会保険料の納付期限
*平成25年度固定資産税(第1期)の納付期限		

紹介されている片づけの方法は
衣類 本類 書類 小物類 思い出品

まずは衣類から取り掛かってみたのですが、驚くほどすっきりしました。お片づけ本がブームとなっていますが、みなさまいかがでしょうか？

山崎 亜紀